

う経農第133044号

うるま市農家経営安定化対策事業補助金交付要領を次のように定める。

令和2年8月3日

うるま市長 島袋 俊夫

うるま市農家経営安定化対策事業補助金交付要領
(趣旨)

第1条 この要領は、市内農家の経営安定化を図ることを目的として、予算の範囲内において、うるま市農家経営安定化対策事業補助金を交付することに関して、うるま市補助金等交付規則(平成17年うるま市規則第47号)およびうるま市新型コロナウイルス感染症対策経済支援事業補助金交付要綱(令和2年5月1日うるま市告示第105号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象等)

第2条 交付の対象者は、令和2年4月1日時点で、うるま市内に居住地又は主たる事務所がある者のうち、次の各号のうちいずれかに該当する者とする。

(1) 令和2年6月30日迄に農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条に基づく農業経営改善計画の認定を受けていること又は申請していること。

(2) 令和2年6月30日迄に農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第14条の4第1項に基づく青年等就農計画の認定を受けていること又は申請していること。

(3) 令和2年6月30日迄にうるま市における人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱(平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知)に基づいて作成された人・農地プランにおける中心経営体に位置付けられていること。

2 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は令和3年1月から令和3年12月を保険期間とされている収入保険とする。

3 うるま市農家経営安定化対策事業補助金の交付率は補助対象事業の保険料の5割を上限とする。

(補助金の交付申請等)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、うるま市農家経営安定化対策事業補助金交付申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請にかかる書類を審査し、適正であると認めるときは、うるま市農家経営安定化対策事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助金の交付を申請した者(以下「補助事業者」という。)に通知しなければならない。

(交付申請の取下げ)

第5条 前条に規定する補助事業者が、補助金の交付申請を取り下げの場合は、うるま市農家経営安定化対策事業補助金交付決定通知を受けた日から起算して30日以内に、うるま市農家経営安定化対策事業補助金交付申請取下書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

第6条 補助事業者は、令和3年2月26日までに、うるま市農家緊急支援事業実績報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第7条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合はこれを審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、うるま市農家経営安定化対策事業補助金等確定通知書（様式第5号）を補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 前条の規定により交付すべき補助金の額の確定を受けた補助事業者は、うるま市農家経営安定化対策事業補助金請求書（様式第6号）により市長へ請求するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、次に掲げる場合は第4条の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 補助事業者が法令、この要領又はこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
- （2） 補助事業者が補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- （3） 補助金の交付決定後に生じた事情等の変更により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 市長は、交付決定の取消を決定した事業者に、うるま市農家経営安定化対策事業補助金交付決定取消通知書（様式第7号）を通知する。

（補助金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、うるま市農家経営安定化対策事業補助金返還請求書（様式第8号）により既に交付した補助金の全部又は一部について返還を求めるものとする。

（補則）

第11条 この要領に定めるもののほか、うるま市農家経営安定化対策事業補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年8月3日から施行する。